

新宿区民会議 第6分科会作成資料

提出日 18年10月4日

提出委員 高野 健

(新宿区民会議第6分科会代表)

テーマ：新宿区民会議提言書

第 章 1 区民による区民のための区政に向けて～参画・協働～

第 章 2 都市型コミュニティの創造に向けて～コミュニティ活動の推進～

第 章 3 自分たちのまちは自分たちでつくる～自治権の拡充に向けて～

1. はじめに

新宿区民会議第6分科会では、区から区民会議委員の委嘱期間延長の申し出に対し、区民委員として誠実に応えたいという思いもあり、平成18年6月25日の区長への提言書提出後も「わたしたちの新宿の未来は、私たちが創りたい」との真摯な気持ちのもと、分科会に課せられた検討テーマを分科会の総意として、引き続き検討し、議論を深め、充実させる活動を実践しています。

第5回新宿区基本構想審議会に引き続き、本日の議題である提言書第 章「区民主体の自治をつくる」のうち、当分科会が担当いたしました上記3テーマについて、審議ポイントを明確化して頂くべく、資料を提出いたします。

2. 資料作成の目的

提言書の作成においては、【将来のあるべき姿】欄が基本構想の中に盛り込まれ、その姿を具体的に導いていく取り組み【取り組みの方向性】欄が基本計画の中に盛り込まれるよう努めてまいりました。

区長及び基本構想審議会においては、この点を十分ご理解頂いているとは存じますが、当資料では、【取り組みの方向性】の内容を端的に理解して頂けるよう、区民委員の手で文言を補足するとともに、「譲れない具体的な項目」を提示いたしました。

諸々の提言項目の中から「譲れない具体的な項目」を選定し、理由とともに示したのは、審議会での広範囲な課題検討の中で、提言項目すべてを審議することや事務局からの膨大な資料から審議ポイントを見極めることは困難も多いと考えました。

そのために当分科会では、提言項目の議論を深め、区民視点での優先度、重要度を持たせることで、限られた審議時間の中でも最低限、審議対象として頂きたい項目を明確化いたしました。

当然、区民会議の役割は新基本構想・基本計画・都市マスタープランについて提言をすることであり、「譲れない具体的な項目」の選定は“実施事業”としての提案ではありません。また、他の提言項目を審議頂かなくても構わないということでもありません。

基本構想から基本計画へと繋がる現行の施策体系（行政計画の中で体系上の表現として使用されている、「章」「大項目」「中項目」といった区分）を、区民視点から見直し、計画の方向性や位置づけ、考え方などを比較検討し、新たな施策体系を導き出すために作成したものです。

今後、当資料を踏まえた上で審議会から示されます骨子案に対して、速やかに、かつ的確な意見が述べられるよう努めてまいりますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

3 補足

前回提出資料の表現の一部にも、区が既に実施している事業などをあえて「実施していない」と表現をしている箇所があります。

これは「実施していることが分からない」「実施しているとはいえない現状や実績である」と区民視点で捉えた事業等については、“重ねて意見や再指摘する必要もある”という当分科会の議論を踏まえているという説明が不足しておりましたことを申し添えます。

最後に、私たちが考えた「将来あるべき姿」を実現していくためには、区へ一方的に要求していくのではなく、区と区民その他多くの主体が持てる力を最大限に活用しあって「協働」で取り組んでいくことが大前提であると考えていることを重ねてご報告いたします。